定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都新宿区百人町二丁目四番一号

株式会社交通建設

代表取締役　森　　明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都渋谷区桜丘町一七番六号渋谷協栄ビル

株式会社アゴス・ジャパン

代表取締役　二塚　正之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日開催予定の株主総会決議を条件に、同年同月二十九日を効力発生日として定款を変更し、株券を発行しない旨を定めることにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都江東区新木場四丁目七番四一号

エアロトヨタ株式会社

代表取締役　加藤　浩士

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都江東区新木場一丁目七番二二号

株式会社ハウス・デポ・ジャパン

代表取締役　岩井　直人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

東京都大田区矢口二丁目一三番六号

株式会社協立コンサルタンツ

代表取締役　山口　　明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

石川県金沢市戸水二丁目一四〇番地

株式会社エイム

代表取締役　吉田　康志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

大阪市西区南堀江三丁目一五番一四号

寶船冷蔵株式会社

代表取締役　中井　　宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十日

岡山市北区表町三丁目三番三〇号

株式会社よいきげん

代表取締役　山本　昌平

配当公告

愛知県豊橋市清須町字宮西一一六番地一

破産者　有限会社丸親トラック

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部令和七年（フ）第二〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六〇、三一二、三四〇円

一、配当をすることのできる金額

金九、五五六、四四九円

令和八年六月十日

愛知県豊橋市大国町一〇五レグルスアーク一―一　破産管財人　弁護士　菊地令比等

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散しましたところ、残余財産の清算のため、令和七年十一月十三日付で福島地方裁判所郡山支部において清算人が選任されました（令和七年（ヒ）第三号）。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十日

福島県須賀川市大字塩田字西ノ内一〇〇番地

株式会社コスモスーツ

代表清算人　弁護士　武村　　陽

連絡先　福島県郡山市麓山一丁目二番一三号

弁護士法人けやき法律事務所

取消公告

令和八年五月二十七日（号外第一一七号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみを取消します。

令和八年六月十日

岐阜県恵那市長島町中野三〇七番地

株式会社高木商店

代表取締役　高木　應浩

取消公告

令和八年五月二十二日（号外第一一四号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

令和八年六月十日

大阪市中央区西心斎橋一丁目一〇番一〇号

ニュー心斎橋ビルディング四〇三

株式会社Ｃａｔｈａｒｓｉｘ

代表取締役　金沢　充倫

正　誤

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）こども家庭庁・厚生労働省告示第五号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）

（印刷誤り）

四九五ページから五〇〇ページまでの「（十一）」は「（十二）」の「（十一）」は「（十二）」の「（十三）」・「（十四）」は「（十三）・（十四）」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
七七		改正後欄終りから一〇	特定企業事業主	特定事業主
〃	〃	八	認定特定企業事業主	認定特定事業主
〃	〃	八	認定特定企業事業	認定特定事業

令和八年四月二十八日（号外第九十九号）厚生労働省告示第二百五号（短時間・有期雇用労働者対策基本方針）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
五〇	下	終りから一六	一画	一画